⑷　申請書類の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。
②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争参加資格を付与しない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、申請者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑶　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者を含む。）
①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由なく契約を履行しなかった者
⑷　建設工事契約にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という）を受けていない者
⑸　経営事項審査の審査基準日が平成29年６月30日以降のものでない者。建設工事契約にあっては、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となってない者（ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった者で、当該事実を証する書類を併せて提出できる者を除く。）。
⑹　建設工事契約にあっては、数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、４の⑴から⑸までに該当する構成員を含む者
⑺　測量・建設コンサルタント等契約にあっては、測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者
⑻　経営状態が著しく不健全であると認められる者

5　競争参加資格の申請に有効な経営事項審査の総合評定値通知書
一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請をする直前に受審した経営事項審査の総合評定値通知書で雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、当該事実を証する書類を併せて提出すること。

6　競争参加資格の審査
⑴　建設工事契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、等級の区分を設けている業種にあっては、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。
総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値…Ａ
イ　専門技術者に関する審査数値……Ｂ
ウ　工事成績の審査数値……Ｃ
審査結果の総合数値算定方式　Ａ＋Ｂ＋Ｃ
なお、建築一式工事については、経営に関する客観的事項の審査数値をもって総合数値とする。
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。
総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値……Ａ
イ　自己資本額の審査数値……Ｂ
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値……Ｃ
審査結果の総合数値算定方式　Ａ＋Ｂ＋Ｃ

7　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。

8　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　平成31年４月１日から平成33年３月31日までとする。なお、郵送による申請の場合であって、２の⑵に掲げる期間経過後に申請した場合は、資格を付与されたときから、平成33年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成32年10月以降に平成33・34年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

9　申請内容の変更
今回の申請において一般競争（指名競争）契約の参加資格を付与された者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記１に掲げる資格確認通知のあった森林管理局等の申請場所に速やかに提出すること。
⑴　本社（店）住所
⑵　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）
⑶　法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
⑷　許可・登録の状況
⑸　営業所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号（営業所の新設廃止を含む。）
添付資料
ａ　法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
ｂ　個人の住所の場合は、住民票の写し
ｃ　個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
ｄ　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し

10　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行うことができる。
⑵　平成31・32年度における一般競争（指名競争）契約の参加資格を付与された後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行うことができる。なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）契約の参加資格を取り消される場合がある。

11　合併等により新たに設立された会社等の取扱い
合併等により新たに設立された会社等とは、以下の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、合併等後に経営事項審査を受審している者は、再度の一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行うことができる。
⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社